

第1回
会津美里町農業委員会定例総会

令和2年12月18日 金曜日 13時30分

会津美里町役場 本庁舎2階 大会議室

会津美里町農業委員会

第1回 会津美里町農業委員会定例総会 会議録

1. 日時 令和2年12月18日 金曜日 13時30分～14時10分

2. 場所 会津美里町本庁舎 2階 大会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
	1番 渡部 稔	
	2番 眞鍋 伸太郎	
	3番 村松 祐一	
	4番 諏訪 栄一	
	5番 野中 充	
	6番 松本 晋平	
	7番 佐藤 孝夫	
	8番 福田 真実	
	9番 柴崎 陽	
	10番 大井 豊記	
	11番 間船 一男	
	12番 松本 吉弥	
	推進委員 本名 京子	
	推進委員 佐藤 和人	
		推進委員 元木 博人
	推進委員 眞部 剛	
	推進委員 齋藤 仁	
	推進委員 山田 幸市	
	推進委員 佐藤 健一	
	推進委員 山内 栄一	
	推進委員 佐々木 宏光	
	推進委員 山内 祐太郎	
	農業委員 12名出席／12名	
	推進委員 9名出席／10名	

4. 議事録署名人 3番 村松 祐一 4番 諏訪 栄一

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	金子 吉弘
事務局次長	立川 昇
係長	田邊 実千代
主事	廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局長 会議の前に、ご報告いたします。本日、全ての委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告申し上げます。

事務局長 それでは、ただ今から、第1回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長より挨拶申し上げます。

(松本会長 挨拶)

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。
会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名をいたします。
3番 村松祐一 委員、4番 諏訪栄一 委員の両君を指名いたします。

議 長 次に、本総会の会期は本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日一日限りと決定しました。

議 長 次に会務の報告を求めます。事務局報告願います。

事務局次長 (会務の報告)

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

(質疑なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。
それでは、議事に入ります。

【農地法第3条関係】

議長 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号 25 番、譲渡人、譲受人。なお、さんは隣地の所有者であります。申請農地は、赤留字大明神 189 番 畑 894 m²でございます。申請事由は、譲渡人は高齢化による経営縮小のため、譲受人は相手方要望のためです。移転時期は許可日以降で、価格は1筆で 50,000 円でございます。10 アールあたりに換算すると 55,929 円となります。権利設定移転の別は所有権移転、経営状況は記載のとおりとなります。

受付番号 26 番、譲渡人、譲受人。申請農地は、藤家館字民地 434 番 外 2 筆 田 1,733 m²でございます。申請事由は、譲渡人は高齢化による経営縮小のため、譲受人は相手方要望のためです。移転時期は許可日以降で、価格は全筆合計で 50,000 円でございます。10 アールあたりに換算すると 28,851 円程度となります。権利設定移転の別は所有権移転です。

受付番号 27 番、譲渡人、譲受人 根岸。申請農地は、米田字吹上下甲 472 番 畑 1,728 m²でございます。申請事由は、譲渡人は資金を必要とするため、譲受人は相手方要望のためです。移転時期は許可日以降、価格は1筆で 300,000 円でございます。10 アールあたりに換算すると 173,610 円となります。権利設定移転の別は所有権移転です。

受付番号 28 番、譲渡人、譲受人。申請農地は、東尾岐字宮南甲 4697 番 外 1 筆 田 806 m²、東尾岐字山下 9266 番 外 22 筆 畑 4,461 m²、合計 5,267 m²でございます。申請事由は、二人は親子でありまして、今回経営移譲したいとのことであります。移転時期は許可日以降、価格は経営移譲のため無償でございます。権利設定移転の別は所有権移転です。

なお、今回、さんが 5,000 m²以上農地を取得するため、面積要件を満たすものです。

受付番号 29 番、譲渡人、譲受人。

なお、お二人は親戚筋とのことです。申請農地は、東尾岐字宮南乙 9439 番 外 21 筆 畑 3,812 m²でございます。申請事由は、譲渡人は農業廃止のため、譲受人は相手方要望のためです。

契約内容でございますが、移転時期は許可日以降、価格は全筆で100,000円でございます。10アールあたりに換算すると26,232円程度となります。権利設定移転の別は所有権移転です。
説明は以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
議案第2号について質疑を求めます。

村松委員 受付番号28番から29番の譲受人の さんについて、職業が会社員となっておりますが、農業者から農業者への権利移動ではないのでしょうか。

事務局次長 現在は会社員ということでございます。これから農地を取得されますと、兼業農家ということになります。 さんですが、農業用機械等も継承してご自分で経営されていくということを確認しておりますので、今回受け付けたものです。

議 長 ほかにございませんか。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第2号については原案のとおり許可することに決定いたしました。

【農地法第4条関係】

議 長 次に議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号3番、申請人 。申請農地は、永井野字下川原213番 畑 177㎡、実測が177.45㎡であります。

転用目的は駐車場及び雪捨て場、工事着工及び完成年月日は許可日から令和3年8月31日となります。建設物の名称及び面積につきましては、駐車場37.50㎡、雪捨て場77.70㎡、通路62.25㎡、計177.45㎡となっております。なお、現地調査を実施しております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 以上で説明が終わりました。
本件については現地調査を行っておりますので、出席委員から報告を求めます。
受付番号3番については、佐藤和人 委員より報告願います。

佐藤(和)委員 令和2年12月8日 午前10時00分より、現地調査を行いました。
出席者は、申請人の さん、会津農林事務所企画部指導調整課、農業委員会からは眞鍋伸太郎 委員と私、事務局でございます。転用目的としましては、除雪機1台と車2台の駐車場及び雪捨て場です。

付近への被害防止策については、申請地に接する私道から30～40cm低い
ため、L型擁壁を東、西、南側に施工した上で、土砂を20～30cm盛土し、さら
に碎石を10cmほど敷いて締め固めて土砂流出を防止するとのことです。

また、汚水排水は発生せず、雨水は自然地下浸透で処理することになりま
す。

さらに、周辺に農地はなく、L型擁壁を施工するため、近隣の土地にも影響
はありません。

なお、隣接する私道は、申請者とほか2名との共有名義になっております
が、今回の転用については同意を得ているとのことです。

以上のとおり、問題ないものをご報告いたします。皆様のご審議よろしくお
願いいたします。

議長 出席委員の報告が終わりました。
それでは質疑に入ります。議案第3号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり確認し、許可相当とする意見を付すことに賛成の委員は挙手
願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第3号は原案のとおり許可相当の意見を附すことに決定いたしました。

【農地法第5条関係】

議 長 次に議案第4号 農地法第5条の規定による許可処分の取消しについてを審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号1番、設定人 、被設定人 、
でございます。農地は 字油田 1621 番 1 畑 427 m²。転用目的は一般住宅の建築でありました。しかし、給水管の引き込み工事に多大の費用がかかることがわかり、併せて、住宅ローンの許可が下りなかったため、建築を断念したとのことです。許可日は令和元年9月11日であります。
説明は以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
議案第4号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり確認し、相当とする意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第3号は原案のとおり相当の意見を付すことに決しました。

農用地利用集積計画 【所有権移転】

議 長 次に、議案第5号 農用地利用集積計画の意見を求める件についてを審議いたします。

初めに、所有権移転についてを審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号9番、移転する者 、移転を受ける者 。移転農地は、字西沖63番1 外4筆 田 8,690㎡。価格は10アールあたり420,000円でございます。経営状況は記載のとおりです。

受付番号10番、移転する者 、移転を受ける者 。移転農地は、境野字境野221番 田 2,919㎡。価格は10アールあたり550,000円でございます。経営状況は記載のとおりです。

なお、あっせん会議を実施しております。

議 長 以上で説明が終わりました。

本件については、あっせん会議を行っておりますので、出席委員より報告を求めます。受付番号9番について、間船一男 委員より報告を求めます。

間船委員 令和2年11月17日に、会津美里町本庁舎2階202会議室においてあっせん会議を行いました。

出席者は、前任の神村修一委員と私、事務局次長、出し手の さん受け手の さんであります。

はじめに、 さんから受け手としてあっせん受付簿への登載申し出がありました。

さらに、 さんから、規模縮小したい、地域の担い手に集約をしてほしいので、あっせんをお願いしたい とあっせんの申し出がありました。そこで、双方の条件を確認したところ、 さんについては、本郷地域で、約8.3ヘクタールの農地について水稻を中心として果樹も含めた複合経営をしております。あっせん基準も満たし、譲渡先に最適であるので、相手方として選定しております。

価格につきましては、双方より、希望額が提示されておりましたので、双方の条件が満たされる妥当な額について聞き取りました。あっせん委員としても、収量・水利・ほ場の形状等を聞き取りし、意見を述べました。

あっせんの結果、双方納得したため、田について10アール当り430,000円で合意に至りました。以上よろしく願います。

議 長 続いて、受付番号 10 番について、山内祐太郎 委員より報告を求めます。

山内(祐)委員 令和 2 年 12 月 7 日に、会津美里町本庁舎 2 階 206 会議室においてあっせん会議を行いました。出席者は、柴崎委員と私、事務局次長、出し手のさん、受け手のさんであります。

はじめに さんから、受け手としてあっせん受付簿への登載申し出がありました。さらに、 さんから、規模縮小して離農したい、地域の担い手に譲渡したいので、あっせんをお願いしたいとあっせんの申し出がありました。

そこで、双方の条件を確認したところ、 さんについては、新鶴地域で、約 44.2 ヘクタールの農地について水稻を中心とした経営をしており、あっせん基準も満たし、譲渡先に最適であるので、選定しております。

価格につきましては、双方より希望額が提示されておりましたので、双方の条件が満たされる妥当な額について聞き取りました。

あっせん委員としても、付近の基盤整備の農地交換分合の状況、農地の収量・水利・ほ場の形状等を聞き取りし、意見を述べました。

あっせんの結果、双方納得したため、田について 10 アール当り 550,000 円で合意に至りました。以上よろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりました。

ここで、審議に入る前に、受付番号 10 番については、福田真実委員が関係しておりますので、会議規則第 11 条の規定により、福田委員は一時退席願ひます。

— 福田真実 委員 一時退席 —

議 長 それでは審議に入ります。

議案第 5 号の所有権移転について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。

原案のとおり確認し、計画妥当と意見を付すことに賛成の委員は挙手願ひます。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第5号は原案のとおり計画妥当の意見を付すことに決しました。

— 福田真実 委員 着席 —

議 長 福田委員に申し上げます。
当該案件は原案のとおり可決されました。

農用地利用集積計画 【利用権設定】

議 長 次に、議案第5号 農用地利用集積計画の意見を求める件についての利用権設定を審議いたします。

お諮りいたします。本案件につきましては、利用権の設定でありますので、説明を省略し審議したいと思います。ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。それでは、受付番号98番から108番について、質疑を求めます。

村松委員 受付番号101番について、権利設定者が千葉県の方ですが、千葉県の方が田の所有者になっているというのは、どういった経緯でそうなったのでしょうか。

事務局次長 こちらは、地権者が千葉県の方ということでありまして、自ら耕作できないということで、耕作を依頼したものであります。

村松委員 今まではどのようにされていたのでしょうか。

事務局次長 今までも同一の方が耕作しており、継続するものであります。利用権設定は期限が来ると切れますので、その後再び設定するものでございます。

議 長 ほかにありませんか。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり確認し、計画妥当と意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第5号の利用権設定については、原案のとおり計画妥当の意見を付すことに決しました。
以上で議案の審議を終わります。

【相続による農地の取得 農地法第3条の3第1項の規定による届出】

議 長 これより、報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法としたいと思いますがご異議ございませんか。

— なしの声 —

議 長 それでは、報告第2号から第4号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 報告第2号につきましては、5件の届出が提出されております。いずれも相続による農地の取得でございますので、内容については説明を省略したいと思います。

【合意解約について】

事務局次長 続きまして、報告第3号につきましては、それぞれの事由により合意解約するものであります。受付番号27番から29番の3件の届出が提出されております。詳細につきましては省略いたします。

【会津美里農業振興地域整備計画の変更案への意見について】

事務局次長　　続きまして、報告第4号につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第3条の2の規定により意見を求められたことについて、会津美里町農業委員会専決規程第2条第1項の規定により専決処分をしたので報告するものです。

受付番号3番 事業計画者 　　　　　　さん、土地所有者 　　　　　　さん。

申出の土地は、下堀字村東125番1 田 2,429㎡の内188.5㎡です。理由は農業用機械倉庫とするための用途変更であります。

受付番号4番 事業計画者、土地所有者ともに 　　　　　　さん。申出の土地は藤家館字領家578番 田 2,842㎡の内41㎡です。理由は農機具格納庫の用途変更です。

議　　長　　以上で説明が終わりました。
質疑はありませんか。

— なしの声 —

議　　長　　異議なしと認めます。
以上で報告事項を終了いたします。

職務代理者　　以上をもちまして、第1回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。慎重審議ありがとうございました。

《　　14:10　　終了》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 _____ 印

会議録署名人 _____ 印

会議録署名人 _____ 印